

○岡山ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、地域において育児の援助を行いたい者と、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦（夫）等で育児の援助を受けたい者からなる会員組織として岡山ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を設立し、会員相互による援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境の整備及び地域の子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務
- (5) アドバイザーとサブ・リーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整を行う連絡調整業務
- (6) 定期的な広報紙を発行する等広報業務

2 センターに代表者1人を置く。

(会員)

第3条 会員は、センターの趣旨を理解し、市内に居住している、育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）又は育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）であって、センターの承認を得たものとする。

- 2 会員は、相互に援助活動を行う。
- 3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。
- 4 援助の対象児は、おむね生後3か月から小学校卒業までとする。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、入会の申込書（様式第1号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

- 2 会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。
- 3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第2号）を発行する。

(保険)

第5条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに申し出こととする。

2 会員は、退会に際して、第4条により発行された会員証を返還するものとする。

(アドバイザー)

第7条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知、啓発
- (2) 会員の募集、登録
- (3) 会員の統括
- (4) サブ・リーダーの選任
- (5) サブ・リーダーの育成指導
- (6) 会員の相互援助の連絡調整
- (7) 会員に対する講習会の実施、会員の交流会の開催に係る事務
- (8) 他のセンターとの連絡調整
- (9) 会員間のトラブルへの助言
- (10) センターの経理事務等の業務運営

3 アドバイザーは、複数の会員グループを作り、その世話役としてサブ・リーダーを選任することにより、相互援助の調整を行うことができる。

(相互援助活動の内容)

第8条 会員が相互援助活動として行う援助は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所・幼稚園等(以下「保育施設等」という。)への送迎を行うこと。
- (2) 保育施設等の保育開始前または終了後、子どもを預かること。
- (3) 放課後児童クラブ終了後、子どもを預かること。
- (4) 学校の放課後、子どもを預かること。
- (5) 通院、買い物、冠婚葬祭等外出の際に子どもを預かること。
- (6) その他会員の育児のために必要な預かりと送迎。

2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし、提供会員と依頼会員との間で合意がある場合は、この限りでない。

3 援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、子どもの宿泊を行わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

第9条 依頼会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザー(サブ・リーダーが置かれている場合にはサブ・リーダー)に対して援助の依頼の申込みをするものとする。

2 依頼会員から援助の申込みを受けたアドバイザー又はサブ・リーダーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる会員に連絡する。

3 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 提供会員は、援助実施後活動の記録を様式第5号に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

5 提供会員は、前項の活動記録を翌月5日までにアドバイザー(サブ・リーダーが置かれている場合は、サブ・リーダーを経由して)に報告するものとする。

(報酬)

第10条 依頼会員は、提供会員に対し、援助終了後基準(別表)に従って報酬を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

岡山ファミリー・サポート・センター報酬に関する基準

活動日	活動時間帯	報酬額 (1時間当たり)
平日(月曜日～金曜日)	基本時間 (7：00から19：00まで)	700円
	基本時間外 (7：00以前・19：00以降)	900円
土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日まで)	終日	900円

備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 時間を延長したときは、30分以下は基準額の半額とし、30分を越え1時間までは1時間とする。
- 3 複数の子どもを預ける場合は、二人目から半額とする。
- 4 取消の場合、当日取消は上記基準により算定された報酬額の半額、無断取消は全額を依頼会員が支払う。但し、前日までの取消は無料とする。
- 5 交通費、食事(ミルク)・おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払う。
また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員自身で用意する。

入会申込書

岡山ファミリー・サポート・センター長様

次のとおり岡山ファミリー・サポート・センターへ入会を申し込みます。
 岡山ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を確認し、事業の趣旨を理解しました。
 また、下記個人情報はセンター事業、相互援助活動のために利用することに同意します。

写真
(2cm×3cm)

受付番号		確認	免・保・マイソバーカード	
希望種別	1. 依頼会員 2. 提供会員 3. 兩方会員			
(フリガナ) 氏名		男 女	生年月日（西暦） 年 月 日	
住 所	〒 ☎()			
学 区	小学校区			
職 業	1 雇用労働者(フルタイム・パートタイム) 2 自営業 3 無職 4 その他 ()	資格 免 許	・運転免許 ・保育士 ・幼稚園教諭 ・教員免許(小・中・高・養護) ・医師 ・看護師 ・助産師 ・保健師 ・ヘルパー ・その他 ()	
勤務先	【本人】 ☎() -	【配偶者】 ☎() -		
同居家族	配偶者 有・無 <別居 単身赴任・その他> こども (人) その他 (人) (続柄:) ペット 飼っている (室内・室外) (種類) • 飼っていない			
子どもの状況 (依頼会員・両方会員)	名前	男・女	生年月日	在籍園・小学校名・学年等
緊急連絡先	①フリガナ 氏名	(続柄)	☎	
	②フリガナ 氏名	(続柄)	☎	

年 月 日

氏名

★依頼会員・両方会員 すぐ紹介が必要 今は登録だけでいい

来客用駐車スペース 有(普通車・大型車) 軽自動車程度 無

希望する内容（どのような活動を希望するか具体的にご記入ください）

例：提供会員の都合のいい時に子どもを預かってもらいたい

毎週○曜日に△△へ迎えに行き自宅まで連れ帰ってほしい

★提供会員・両方会員 すぐに活動可 今は登録だけ

来客用駐車スペース 有(普通車・大型車) 軽自動車程度 無

援助可能な内容		<input type="checkbox"/> 自宅での預かり <input type="checkbox"/> 外国人対応可(英語・中国語・その他) <input type="checkbox"/> 在籍学校園等への送迎 (<input type="checkbox"/> 自家用車 チャイルドシート 有・無 <input type="checkbox"/> シニアシート 有・無 <input type="checkbox"/> 徒歩) <input type="checkbox"/> 依頼会員宅での見守り(保護者在宅時・保護者不在時)								
援助可能な曜日・時間帯 (○を入れる)	時間帯	月	火	水	木	金	土	日	祝日	要相談
	早朝 (~7時)									
	午前(7時~12時)									
	午後(12時~16時)									
	夕方(16時~19時)									
夜 (19時~)										
援助活動に関する希望	子どもの年齢	<input type="checkbox"/> 0~1歳 <input type="checkbox"/> 2~5歳 <input type="checkbox"/> 小学生								
	複数預かり	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可								
	その他									

岡山ファミリー・サポート・センター会員証

会員番号

氏名

写真

上記の者は、本ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。

依頼会員の写真
は不要とする。

年月日

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山ファミリー・サポート・センター

Tel (086)227-2525

Fax (086)227-2526

注意事項

- 1 援助の依頼は必ず事前にセンターに連絡してください。
- 2 援助活動中は必ずこの会員証を携帯し身分を証明する必要がある場合は掲示してください。
- 3 援助を行ったときは、「援助活動の報告」に記入し、依頼者の確認を受けてください。
- 4 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはいけません。
- 5 その相互援助活動の実施や報酬の授受についてはセンターの要綱及び手引きに従ってください。
- 6 相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
- 7 相互援助中に事故が発生したときは、速やかにセンターに連絡してください。
- 8 この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターに連絡してください。
- 9 この会員証を他人に貸したり又は譲渡することはできません。
- 10 退会するときは必ず会員証をお返しください。

